# 事後評価結果(平成18年度)

\_担 当 課:東北地方整備局道路計画第一課 担当課長名:松本 健

事業名	一般国道 4 号 杉田拡幅	事業 ¦ 区分 ¦	一般国道	事業:	国土交通省 東北地方整備局
起終点	自:福島県二本松市字住吉			延長	
	· 至:福島県二本松市杉田町三丁目				1.6km

### 事業概要

一般国道4号は、東京都中央区と青森県青森市を結び、広域交流の支援並びに沿線市町村の連携強化を図る 主要幹線道路である。

杉田拡幅は、昭和58年に事業着手し、北側から工事を進め、平成12年3月に部分供用(L=0.3km)し、平成14年4月に全線が完成4車線で供用した延長1.6kmの道路である。

### 事業の目的・必要性

一般国道4号の杉田拡幅部は、約3万台/日以上の交通量があり、年々増加の傾向にある。そのため、渋滞も悪化し(最大渋滞長2,500m)、幹線道路としての円滑性を確保できない状況であった。また、杉田合流部での追突事故の多発、緊急輸送道路であるにもかかわらず老朽橋である長命橋の存在、交通量増大にともなう沿道環境の悪化が生じていた。杉田拡幅は、「円滑な交通の確保」「交通安全の確保」「防災機能の向上」「沿道環境の改善」を目的として事業着手したものである。

## 事業概要図







事	事業期間	事業化年度¦昭和	158年度 用 地 着 手	¦昭和5	9年度 供用年	¦ (当初)	/ H13	変 :	
業		都市計画決定:昭禾	口56年度 工事着手	平成	7年度 ( ( ( ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	(実績)	/ H14	動	1.06倍
の	事業費	計画時 (組)	/ 64 億円	実 絹	責 '(名目値)	/ 77 億	意円	変	
効		(暫定/完成) (実質値	/ 64 億円	(暫定/完成)	(実質値)	/ 77 億	急円	動	1.2 倍
果	交通量	計画時 (H3:	2)	実績	責 ¦(H17)			変	
等	(当該路線)	(暫定/完成)	/ 36,100 台/日	(暫定/完成)	) :	/ 33,3	53 台/日	動	92%
	旅行速度向.	上 29.0	37.7 km/h		交通事故減少	11.	7	9.7	7 件件
	(供用前 供用後)	(供用前年次) H11	丰度 (供用後年次) H16年度		(供用前 供用後)	(供用前年次)	H9~H11 年	(供用後年	次) H14~H16年
	費用対効果	B/C¦	総費用	億円	総便益		~ !	準年	_ !
	分析結果		│ 「事業費:	億円)			億円 \		
	(当初)		↓ 維持管理費:	億円丿	│	益:	億円		年
						益:	億円		
	費用対効果	B/C	総費用 114		総便益	340	~ !	準年	_
	分析結果		│ 「事業費: 103		│	益: 329	億円 \		
	(事後)	3.0	│ <b>│ 維持管理費: 12</b>	億円丿	│ │ 走行経費減少便		億円	平成	18 年
					交通事故減少便	益: 6	億円」		
	事業遅延に	よるコスト増	費用増加額		便益減少額				
			,	16億円			1億円		

#### 事業遅延の理由

- ・昭和59年より用地取得協議を開始し、平成11年12月までに用地取得が円満に解決するように努めてきたが、任意による解決が困難なことから平成12年3月に事業認定を告示。
- ・平成13年12月には、土地の明け渡しが決定し、工事着手可能となり平成14年3月の完成を目指したが、 用地の権利継承手続きによる遅延が約1ヶ月生じ、完成は平成14年4月となった。

# 客観的評価指標に対応する事後評価項目

#### 1.活力

#### (1)円滑な交通の確保

旅行速度の変化

- ・拡幅により旅行速度が、供用前29.0km/h 供用後37.7km/hへ向上。
- 主要渋滞ポイントの渋滞長、通過時間の変化
- ・主要渋滞ポイントが解消し、救急医療施設へのアクセス性が向上。
- 渋滞損失時間の変化
- ・拡幅区間の渋滞損失時間は、供用前23.2万人時間/年 供用後5.2万人時間/年へ約78%減少。

### 2.安全

#### (1)交通安全の確保

交通事故の状況

- ・死傷事故件数は、供用前11.7件/年 供用後9.7件/年へ減少。
- ・死亡事故件数は、供用前0.7件/年 供用後0.0件/年へ減少。

# (2)防災への備え

耐震性の向上

- ・規格の高い道路網を強化。
- ・拡幅供用後は、震災橋に指定されていた長命橋の架け替えも完了し、地震に強い道路網を形成し、防災機能を向上。
- ・東北縦貫自動車道通行止め時のリダンダンシーを確保。

### 3.環境

(1)地球環境の改善、生活環境の改善・保全

CO<sub>2</sub> (二酸化炭素)の削減

- ・供用前851,315t-CO<sub>2</sub>/年 供用後849,942t-CO<sub>2</sub>/年へ減少し、1,373t-CO<sub>2</sub>/年削減。(試算結果) 沿道騒音の変化
- ・供用前は昼間82dB、夜間77dBで、いずれも環境基準を上回ったが、供用後は昼間・夜間ともに 63dBとなり、環境基準を下回った。

	その他評価すべきと判断した項目
	・特になし
	1 13 IC & U
事	環境影響評価に対応する項目
, 業	・環境影響評価は、実施していない。
	・境境影響計画は、美心していない。
に	
ょ	
る	
環	
	フの仏が伊子がも 12世に 1 たびロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
境	その他評価すべきと判断した項目
変	・CO2の削減と交通騒音の低減が図られている。
化	
_	ナップル人の文柱執竿のボル
尹未	を巡る社会経済情勢等の変化
त्तेर	:行する高規格道路の整備状況
l	
	[北自動車道 矢板IC~白河IC間供用(昭和49年12月)
東	[北自動車道 白河IC~郡山IC間供用(昭和48年11月)
	北自動車道 郡山IC~白石IC間供用(昭和50年 4月)
*	
l	
型	]連プロジェクトの整備状況
+	成5年4月 県北17市町村が福島地方拠点都市地域として指定
	(うち、二本松副都心地区99ha)
l →	供地市開発に接ってつか、 ポニンルが初き計画は今に関する地方
	活地再開発に係るマスタープラン及び都市計画決定に関する状況
昭	和56年度 都市計画決定
·	
A //	。 古火 技 (T 。 )
	の事後評価の必要性及び改善措置の必要性
・事	業化当初の目的である「円滑な交通の確保」、「交通安全の確保」、「防災機能の向上」、「沿道環境の改善」
・事	業化当初の目的である「円滑な交通の確保」、「交通安全の確保」、「防災機能の向上」、「沿道環境の改善」 「図られているため、改善措置および今後の事業評価の必要性はない。
・事	業化当初の目的である「円滑な交通の確保」、「交通安全の確保」、「防災機能の向上」、「沿道環境の改善」
・事 <u>か</u> 計画	業化当初の目的である「円滑な交通の確保」「交通安全の確保」「防災機能の向上」「沿道環境の改善」 図られているため、改善措置および今後の事業評価の必要性はない。 ・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性
・事 <u>か</u> 計画	業化当初の目的である「円滑な交通の確保」、「交通安全の確保」、「防災機能の向上」、「沿道環境の改善」 「図られているため、改善措置および今後の事業評価の必要性はない。
・事 <u>か</u> 計画 ・特	業化当初の目的である「円滑な交通の確保」、「交通安全の確保」、「防災機能の向上」、「沿道環境の改善」 「図られているため、改善措置および今後の事業評価の必要性はない。 「・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性」」 「になし
・事 <u>か</u> 計画 ・特	業化当初の目的である「円滑な交通の確保」「交通安全の確保」「防災機能の向上」「沿道環境の改善」 図られているため、改善措置および今後の事業評価の必要性はない。 ・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性
・事 <u>か</u> 計画 ・特	業化当初の目的である「円滑な交通の確保」、「交通安全の確保」、「防災機能の向上」、「沿道環境の改善」 「図られているため、改善措置および今後の事業評価の必要性はない。 「・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性」」 「になし